

# インターンシップ等推進事業（高校生向け市内企業研究イベント）

## 委託仕様書

### 1 委託業務名

インターンシップ等推進事業（高校生向け市内企業研究イベント）

### 2 事業目的

高校生を対象に、市内企業の魅力を発信し、さらに体感できる機会を提供することで、若者の社会人基礎力を育成するとともに、市内企業の事業活動の活性化及び市内企業への就職を促進する。

### 3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

### 4 委託業務内容

高校生に対し、尼崎市内企業の強みや特長を知ることができ、魅力に触れるイベントの企画・設営・運営一式を実施すること。

(1) 高校生を対象とした市内企業を研究することが出来るイベント（例：工場見学、出張講座等）のコーディネート

若者の社会人基礎力育成・業界研究及び市内企業の活性化・魅力発信につながるイベント（例：工場見学、出張講座等）の企画・運営、参加企業・生徒等の募集・確保、参加者に対するフォローアップ及びその他これらの実施に必要な付随業務を行うこと。

※工場見学を実施する場合、移動手段として市が所有するマイクロバス1台は使用可能（ただし時期や使用状況により使用不可の場合あり。）であるが、それ以上の台数が必要な場合のバス借上げ料については実施運営事業者の負担とする。

(2) 参加企業や参加生徒の掘り起こし

参加企業選定は基本的には尼崎市で行うが、今後の市内企業における本事業の普及に向けて、尼崎市とともに参加企業や参加生徒、参加学校等の掘り起こしに努めること。

(3) アンケート調査の実施

本事業への参加企業及び参加生徒に対してアンケート調査を実施し、円グラフ等の視覚的に分かりやすいものを用いた結果報告及び分析結果を実績報告として提出すること。アンケート項目等については、尼崎市と協議すること。

(4) 報告書の作成ならびに「アマポータル」を用いた参加企業の魅力発信

実施内容について取りまとめを行い、報告書を作成すること。また、参加企業の魅力発信を行うため、「アマポータル」への掲載記事を作成すること。

### 5 事業目標

実施回数1回以上、参加企業4社以上

※参加企業は基本的に市で選定する

### 6 事業実施計画書及び実績報告について

- (1) 事業の実施にあたり、予め事業実施計画書（情報発信を含む。）を提出し、尼崎市と協議すること。
- (2) 参加企業及び参加生徒に対して実施したアンケートの結果及び分析結果を実績報告として提出すること。

## 7 業務責任者

本業務を実施するにあたっては、業務責任者を定め、その氏名をあらかじめ報告すること。また、業務責任者を変更したときも同様とする。

## 8 業務実施における連絡・協議

業務に際しては、契約締結以降、尼崎市と十分な協議を適宜行いながら業務を進めていくものとする。

## 9 業務の一括委託の禁止

本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本業務の一部について、あらかじめ尼崎市が認めた場合はこの限りではない。（この場合、尼崎市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団又は同条第5号に規定する暴力団員若しくは同条第7号に規定するこれらと密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）に委託し、又は請け負わせてはならない。）

## 10 業務委託料の提案上限価格

1, 400, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 11 支払条件

業務完了後、適法な請求を受けた日から30日以内に一括支払い。

## 12 契約保証金

尼崎市契約規則第32条第7号により免除

## 13 留意事項

### (1) 守秘義務

業務受託者は、本業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはいけない。

### (2) 個人情報の保護

業務受託者は、本業務委託により知り得た個人情報を本業務の目的以外に使用してはならない。なお、本業務委託契約期間終了後においても同様とする。

### (3) 安全の確保

各事業の実施においては、参加生徒等の安全に十分に配慮すること。また、参加生徒等のケガ、参加生徒等による参加企業に係る情報漏洩や器物損壊、その他事故等に備え、必要に応じてインターンシップ保険等に加入するなど、その安全を確保すること。

### (4) 損害賠償責任

業務受託者が本業務の実施に際し、尼崎市又は第三者に損害を与えた場合等にあつては、直ちにその損害を賠償しなければならない。

### (5) 損害措置

本業務委託の実施により、第三者に与えた損害は、尼崎市に起因するものを除き、全

て業務受託者の責任として対応すること。

(6) 採用活動の禁止

本事業の取組において、参加企業が参加生徒等に対して採用活動を行うことや、それと同等とみなされる行為（個別面談や採用情報の説明等）を行うことを禁ずる。業務受託者は、それら行為が本事業の取組において行われることのないよう十分に注意し、本事業趣旨と禁止事項について参加企業へ注意喚起すること。

14 その他

- (1) 本委託業務の遂行にあたっては、関連する諸法規・条例等を遵守すること。
- (2) 事業実施にあたっては、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱に万全の対策を講じること。
- (3) 関係機関及び関係団体との協議調整を行う場合は、業務受託者の責任において行うこと。
- (4) 業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ尼崎市の承認を得ること。
- (5) その他仕様書に記載されていない事項については、尼崎市と業務受託者の双方が誠意を持って協議し対処すること。

15 問い合わせ先

尼崎市経済環境局経済部しごと支援課

住 所：〒660-0876

尼崎市竹谷町2丁目183番地 出屋敷リベル3階

電 話：06-6430-7635

ファクス：06-6430-7638

電子メール：ama-shigotoshienka@city.amagasaki.hyogo.jp

担 当：田中・中田

以 上